

よくあるご質問 Q&A

- Q1 鶴岡市内に本店が無い店舗(例：チェーン店)も対象となるか。**
A1 店舗の所在地が鶴岡市内であれば、本店が鶴岡市内に無い場合でも対象となります。
- Q2 本事業に参加するため、地魚を取り扱う仲買人等と新たに取引をしたいので紹介してほしい。**
A2 新たに地魚を取り扱う仲買人、鮮魚店との取引を希望する際は斡旋します。
- Q3 補助金を申請するためには、魚の納品書について、食文協が指定する様式を使用しなければならないか。**
A3 補助金の計算などの事務の都合上、食文協が指定する様式を使用してください。指定様式以外のは補助対象となりません。
- Q4 2年前の地魚販促事業と大きく変わった点はどこか。**
A4 2年前は国の補助事業の都合により、食文協が仲買人に魚代金を支払った後で、飲食店等から補助金相当額を引いた金額を納入いただく形としました。今回は、飲食店等が仲買人に魚代金を通常どおり支払った後、食文協が飲食店等に魚代金の半額相当の補助金を交付する形にしております。
- Q5 日々の魚の取引量が多いため、補助金額を計算することが難しい。**
A5 飲食店等で補助金請求額を計算することが難しい場合には、「補助事業専用の納品書の写し」をご用意して食文協にご相談ください。お時間をいただきますが、補助金額を計算いたします。
- Q6 補助金をいつもらえるのか。**
A6 食文協に交付申請いただき、審査した後に振り込みます。半月ごとの2回に分けて申請、または1カ月分をまとめて申請のいずれでも結構です。
- ※ Q&Aは、鶴岡食文化創造都市推進協議会webサイトで随時更新いたします。